

相続登記の必要書類

必要書類

- 1 お亡くなられた方の除籍謄本（法律上12歳ぐらゐまでさかのぼったもの。出生まであれば間違いありません。）
- 2 お亡くなられた方の住民票の除籍票もしくは除籍の附票
（登記簿上の住所と亡くなられた方の住所が違ふ場合）

- 4 遺産分割協議書（相続人全員の署名・実印による捺印があること）
- 5 相続人全員の現在の戸籍簿謄本 各1通
- 6 相続人全員の印鑑証明書 各1通

- 8 不動産を取得する相続人の住民票の写し 各1通
- 9 不動産の評価証明書（本年度のもの・4月以降のもの）

- 12 不動産を取得する相続人の委任状 各1通
（当事務所作成）

※ ご面倒の場合は、当事務所で取得致します。

戸籍謄本取得費用 実費

証紙1通750円。報酬1通1,000円程度

その他郵送費など実費

◆ 登録免許税が不動産の評価証明書の価格の1,000分の4の税金がかかります。登記簿謄本1通分の登記印紙が600円と報酬1,000円がかかります。

※相続登記に関して司法書士報酬は個別にお問い合わせ下さい。

※その他ご不明な点がございましたら、お電話ください。

〒213-0011

川崎市高津区溝口二丁目14番3号 MSビル

関根司法書士事務所

司法書士関根正登

TEL 044(844)6400(代)

FAX 044(844)6433